

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年1月21日
管理表No.	1214-07 改訂00

項目	コメント内容
竜巻	大型トラックについては、工事上入構せざるを得ないため、竜巻を検知した場合は速やかに退避するとの説明があったが、そのような運用を行うことを明確化すること。

(回答)

竜巻によって飛来物となり得る車両に対する飛散防止措置(運用)の詳細については、後段規制である保安規定(QMSマニュアルも含む)にて明確化する。

現状、具体的な運用については検討段階であるため、下記にその概要を示す。

<車両>

- 車両の構内への乗入れを最小限とする目的として、人員運搬を目的とした車両(乗用車、バス等)の乗入れは、原則禁止とする。
- 工事のために入構する必要があり、屋外に駐停車する車両(クレーン車、大型トラック等)については、竜巻襲来の情報を入手した場合、速やかに構外に退避する。
- ただし、上記2点について、構内の車庫に保管する車両、屋外であっても固縛可能な車両(電源車)、竜巻による浮き上がりが発生しない車両、及び竜巻により飛散したとしても貯蔵建屋に到達しない位置にある車両は除く。

以上